

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和3年12月9日 午前9時58分～午後1時53分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 帶田 裕達
副委員長 落口 久光
委員 瀬尾 和敬
委員 福田 俊一郎
委員 井上 勝博

委員 下園 政喜
委員 阿久根 憲造
委員 犬井 美香
委員 溝上 一樹

○その他の議員

議員 森 永 靖子
議員 成 川 幸太郎

議員 屋 久 弘文
議員 坂 口 正幸

○説明のための出席者

市民福祉部長 小柳津 賢一
市民課長 西田 光寛
環境課長 奥平 幸雄
課長代理 原 暢幸
保険年金課長 山元 茂
高齢・介護福祉課長 中俣 賢一郎
保護課長 新川 皇祐
子育て支援課長 遠矢 一星
医療福祉対策監 古里 洋一郎
市民健康課長 黒木 諭
健康増進第1グループ長 立野 恭江
障害・社会福祉課長 南 輝雄

税務課長 佐多 誠一
収納課長 山口 隆雄

消防局長 中村 真生
消防総務課長 松下 直生
警防課長 濱田 浩
予防課長 石原 浩之
通信指令課長 坂口 勝彦

水道局長 今井 功司
経営管理課長 橋口 公男
上水道課長 永田 一朗
下水道課長 今村 淳一

○事務局職員

議事調査課長 川畑 央
課長代理 前門 宏之

議事グループ員 芦谷 仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名		所 管 課
議案第120号 (所管事務調査)	令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第114号 議案第120号 議案第121号 議案第129号 (所管事務調査)	薩摩川内市入来温泉湯之山館の指定管理者の指定について 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 令和3年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 課
議案第120号 議案第126号 (所管事務調査)	令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	市 民 健 康 課
議案第120号 (所管事務調査)	令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算	障 害 ・ 社 会 福 祉 課 市 民 課 環 境 課
議案第113号 議案第120号 議案第125号 議案第128号 (所管事務調査)	薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第120号 議案第127号 (所管事務調査)	令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障 害 ・ 社 会 福 祉 課)
議案第120号 (所管事務調査)	令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算	保 護 課 子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において、随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第120号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第120号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に、補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第13回補正の71ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費は、補正額133万9,000円の増額です。

右側説明欄を御覧ください。

常備消防一般管理費の事項で、職員手当等につきましては、7月と8月の大雨による職員の非常招集に伴い、時間外手当140万円の増額、休日手当の精査により100万円の減額で、40万円の増額となったものです。

普通旅費の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国消防長会、各種総会、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練等の中止に伴うものです。

消耗品費の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、救急用消耗品のテクセルロールシート、エプロンシート、ニトリル手袋を購入するため、160万

円を増額するものです。加えまして、令和4年度新規採用職員の被服貸与品約11万5,000円の増額、サージカルマスク購入の執行額による11万円の減額と合わせまして、160万5,000円の増額となったものです。

使用料及び賃借料の減額127万円と常備消防車両管理費の燃料費の減額28万6,000円は、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練及び全国合同訓練の中止に伴います渡航料、高速道路料金と燃料費の減額です。

備品購入につきましては、二酸化炭素濃度測定器を救急車等へ配備用として14台と酸化エチレンガス滅菌器1器を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき購入し、加えて令和4年度新規採用職員の被服等貸与品、非接触式体温検知器と防火衣一式購入の執行残を合わせまして、248万8,000円の増額となったものです。

出席負担金は、各種研修等の未実施等による54万8,000円の減額です。

公課費の16万5,000円の増額は、2目非常備消防費、右側説明欄、非常備消防一般管理費の事項の一番下の公課費の増額と関連がありますので、歳入のときに合わせて御説明申し上げます。

修繕料は、3台の車両の故障等により多額の修繕料が発生したため、今後の執行見込額を考慮して、増額したものです。

次に、2目非常備消防費では、963万3,000円の減額です。

右側説明欄を御覧ください。

非常備消防一般管理費の事項で、費用弁償につきましては、上半期実施予定の訓練、花火大会などの警戒、県消防学校及び消防大学校での研修の中止等による減額です。

出席負担金の減額につきましても、県消防学校及び消防大学校等の中止等による減額です。

次に、3日常備消防施設費では、補正額4万1,000円の増額です。

右側説明欄を御覧ください。

常備消防車両等購入費の公課費、4万1,000円の増額につきましては、水槽つき消防ポンプ自動車の取得に係る重量税の不足による増額です。

次に、4目非常備消防施設費では、補正額

185万3,000円の減額です。

右側説明欄を御覧ください。

非常備消防車両等購入費の事項の備品購入費で、事業費確定により185万3,000円の減額です。

続きまして、1目常備消防費、常備消防一般管理費の事項公課費16万5,000円の増額、2目非常備消防費、非常備消防一般管理費の事項公課費76万7,000円増額と歳入の関係について御説明申し上げます。31ページをお開きください。

22款5項4目雑入1節雑入、右側説明欄の源泉徴収所得税徴収金146万円のうち、消防局所管分は85万円であります。

別資料で御説明申し上げますので、総務部・商工観光部・消防局の連名で提出しております議会資料をお開きください。

本年8月に、鹿児島税務署による税務実施調査が行われ、平成29年1月1日から令和3年4月30日までの過去5年間の源泉徴収漏れを指摘されたため、12月補正予算で計上するものです。

資料の2指摘事項ナンバー3の消防職員の研修に係る食事代につきましては、これまで県消防学校から入校経費として研修費・教材費の中に含まれて請求されることから、請求書に基づいた金額を負担金として支出しておりましたが、今回の税務実施調査で月額3,500円以上の食費については、経済的利益に当たり、所得に換算する必要があると指摘があり、源泉徴収漏れの対象となったもので、追徴税額は16万4,670円です。

指摘事項ナンバー4の非常勤の消防団員の報酬につきましては、年額報酬が5万円以上については課税対象となっているとの指摘があり、追徴税額68万4,114円、延滞税1万8,600円、加算税6万4,000円で、金額につきましては鹿児島税務署が示した金額であります。

今後の対応につきましては、補正予算成立後、源泉徴収所得税につきましては、市が立替え納付を行い、対象者へは後日納付書を発送し納付します。延滞税及び加算税につきましては、市が負担いたします。

それでは、再度、薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書第13回補正の71ページをお開きください。

1目常備消防費、常備消防一般管理費の事項の公課費16万5,000円は、追徴税額であり、中ほどの補正額の財源内訳のその他16万5,000円は、市が立替え納付した金額を対象者が納付する金額であります。

2目非常備消防費、非常備消防一般管理費の事項の公課費76万7,000円は、追徴税額、延滞税及び加算税の金額で、中ほど補正額の財源内訳のその他68万5,000円は、市が立替え納付した追徴税額を対象者が納付する金額であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の追徴税の問題なんです、過去5年間ということで、これまで特に認識していなかったけれども指摘があったために税金を延滞税を納めなきゃいけなくなったということですが、そうすると過去5年以前についてもずっともう、実は納めていなかったんだけど、5年間の義務があるからそれは納めた。これは薩摩川内市だけなんですか。それとも全県的にそういうことが起こっていたということなんでしょうか。

○消防局長（中村 真）今の御質問ですが、今回5年間の追徴ということになりましたが、従前の取扱いとして、消防団は団体でございます。団体のほうに支払う場合にはそういった追徴は個人が納税するということは免除されていたというのは過去のいきさつだったということでもあります。今回特別査察が入りまして、その辺の取扱いというのが変わったということがあると思います。そういうことで今回追徴になったということで、従来の取扱いから変更があった時点で県内のほうの各団体についてもそういった指摘があったようでありまして、修正されたところは既にもう個人から負担していただく。そういう取扱いに変わっていたところですが、本市の消防団の場合、その辺の取扱いがまだ今回指摘されるまで変更されていなかったということで、今回、追徴されたというふうに考えております。

○委員（井上勝博）それは薩摩川内市にミスがあったというふうに考えてよろしいんですか。それともほかの自治体についてもそういう指摘があったから納めているのであって、今回は薩摩川内

市への指摘が今になったとそういうふうにかけてよろしいんですか。

○消防局長（中村 真） 今委員のほうからもありましたように、今回そういう指摘があって対応したということで、他の団体、この特別査察というのが定期的に行われているということで、本市に今回そういったものが特別査察があって指摘されたということで、他の団体、どういった経緯でそういった改善がなされたかというのはちょっと詳しい事情は分かりませんが、他の団体についても過去のそういった査察の中で指摘事項があって改善されたものだというふうには考えております。

○委員（福田俊一郎） 今回、消防局職員のほうでも公課費が計上されているところなんですけれども、今お話があったように、研修の中での食事代3,500円以上については、税金がかかるということで今回追徴という形になっているんですけれども、これは消防局にお尋ねすることじゃないのかもしれませんが、市の職員全体の研修費の中の食事代については、これ職員全体にそういう源泉徴収で差っ引かなければならないというふうになってたと捉えていいんでしょうか。消防職員だけではなくて。

○消防局長（中村 真） 今回の職員の食料費に関しての指摘事項についても、税法上でいきますと食料費、そういったのは現物支給で対象になる部分があります。研修の場合には、短期間の研修ではそういった現物対象として追徴税を賦課するまでのことはしないようなんですけれども、消防職員の場合には、1か月とか場合によっては半年間、そういった長期の研修がございます。そういったときの食料費については、やはりそういった現物支給の対象になるということで、今回、改めて指摘を受けましたので、追徴という形になりましたが、繰り返しになりますけれども、短期間の、1週間かからないようなそういった場合の食料費というのは免除されている部分があるというようなことで一応聞いております。

○委員（犬井美香） 今のことに関連してなんですけど、団によっては団員報酬というのが個人に行かずに団の運営経費として団に入れてそこからこう様々使われているというふうなところもあるというふうに聞いているんですけれども、そうい

うような実態の把握というのは消防局のほうでされてはいらっしゃるでしょうか。

○消防局長（中村 真） 委員のほうから今御指摘ございましたが、基本的には我々は、これまでの報酬についても個人の方に支払われているというふうに考えております。確かに消防団の中で運用としてそういった取扱いというのがなされているかもしれませんが、これはあくまでもやはり個人に支払われるものですので、これまでには団を通じて支払いをしていたということでありまして、今回の追徴の場合にそういったところもありますので、改めてその辺の取扱いについては、各消防団のほうに確認を取りながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員（犬井美香） 大きな団というのは後援会組織も大きくて、きっと運営的にはこういう報酬がなくても全然いけると思うんですけど、小さな団に関しては恐らくこういうような実態は多分あったかと思われますので、そのような実態も把握された上でやはり一律に返納させる、5年間ちょっとこう追っていたので、もう辞めていらっしゃる団員の方もいらっしゃると思うんですけど、一律にやはり返納させるという一応今の考えではそのような形でしょうか。

○消防局長（中村 真） 委員のほうからもありましたけども、やはり消防局としましては、各消防団の実態を把握しながら対応はしたいというふうに考えています。質問にもありましたように、退団者の方もやはりいらっしゃいます。また消防団の中の、先ほどの御質問にもありましたが、運営的なものでそういったところもありましたので、その辺は、消防団から内容等を詳細に聞きながら丁寧に対応はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之） それでは、私のほうから所管事務につきまして御説明いたしますので、委員会資料の8ページを御覧ください。

それでは、7の薩摩川内市消防団年末特別警戒及び消防出初め式について、（1）の年末特別警戒につきましては、12月28日から29日までの2日間、市内の各分団車庫詰所で実施されます。これに伴いまして激励巡視を、初日の28日に本土地域10班、甕島地域2班の計12班で市長等を巡視官として、資料の8ページから9ページまでの上段に記載のとおり実施いたします。今年から年末特別警戒につきましては、消防団員の処遇改善等も踏まえまして、消防団の幹部会議で2日間とされたものでございます。

また、今年も昨年同様に新型コロナウイルス感染防止のため、詰所での飲食につきましては原則禁止として実施いたします。

続きまして、9ページの下段を御覧ください。

（2）令和4年薩摩川内市消防出初め式についてでございますが、市内の3会場で資料に記載の日時で実施いたします。今回は新型コロナウイルス感染防止のため、分列行進や演技等は省略し実施いたします。

続きまして10ページを御覧ください。

8の火災救急の発生状況についてでございますが、（1）の表になりますが、11月末現在で火災は29件発生し、前年と比較いたしまして4件の減となっております。救急につきましては3,679件発生いたしまして、前年と比較いたしまして56件の減となっております。

（1）の右側の小さい表になりますが、火災の死傷者についてでございますが、死者は4名、負傷者につきましては2名となっております。死者の4名につきましては、建物火災で3名、その他火災、枯れ草を焼却中に着衣に着火いたしまして1名亡くなっております。全て65歳以上の高齢者となっているところでございます。

（2）から（5）までの地域別、月別の火災・救急状況は記載のとおりでございますが、火災の種別につきましては、建物火災は今年12件発生いたしまして、前年と比較いたしまして1件の減。林野火災につきましては2件発生いたしまして、1件の減。車両火災は2件発生し、昨年と同件数。その他火災につきましては13件で、2件の減と

なっております。

救急の種別では、急病、転院搬送、一般負傷が多数を占めているところでございます。

なお、（5）の表の下段に記載してございますドクターヘリの要請についてでございますが、11月末までに83件要請し、昨年と比較し54件の減となっております。うち括弧内の36件につきましては、救急隊到着後の氾濫、天候不良及び重複要請等でキャンセルとなっているものでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

9の消防団所属別人員についてでございますが、11月末現在で記載してございますが、下段を御覧いただきたいと思います。消防団員数につきましては、機能別消防団を含めて1,247人で、充足率につきましては93.8%となっております。地域には欠かせない消防団員となりますので、今後も引き続き消防団員の確保に向けて努力していきたいと考えております。

最後に、資料に記載はございませんが、年末年始の慌ただしい時期を迎え、火の取扱いがおろそかになることもあることから、市民の皆様方に年末年始を無火災で過ごしていただくことを目的に、12月15日から来年の1月10日まで年末年始の火災予防運動を実施いたします。議員の皆様方におかれましても、火の取扱い、火の始末には十分気をつけていただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（阿久根憲造） 消防団員の人員の表を見させていただきました。また火災・救急の発生状況等も見させていただいております。

昨年、7月とか夏、災害対応で災害の対策チームを長期間にわたって7月、そして8月のお盆の頃あたりに組まれていたと思います。地元の消防団の方に聞いたんですけども、そういうときは団員の方も詰所に入るんだというふうに伺いました。ちょっと詰所のほうで幾つかあるそうなんですけれども、夏の暑い時期に待機する詰所のほうでクーラーとかがなくて非常に往生したというふうな話を聞いております。そういった詰所はほとんど、そういう環境なのかということと、暖房機器なんかは割と簡単に買ってくれるんだけど、

クーラーはなかなか入れてくれないといったような要望があるので、その辺の実情等はどうかお聞かせいただければと思います。

○警防課長（濱田 浩）今、問われました詰所のクーラー関係については、最近建築しましたものについては、全てエアコンはついております。これまで使っていただいている詰所においては、ついていないところもあるかとは思いますが、消防局のほうとしては、そこの詰所の中でついている、ついていないというのは把握しておりませんので、再度確認して、今後、必要に応じてそこは対処していきたいと考えております。

○委員（阿久根憲造）新しくできているところは、ついているということは、基本的には設置するというふうな基準になっているということを確認できましたので、ぜひちょっと調べて、また近いうちに対応していただければなというふうに思います。ありがとうございます。

○委員（犬井美香）例年、特別点検というのをされていると思うんですけども、その特別点検の意義と目的を教えてくださいませんか。

○警防課長（濱田 浩）消防団の特別点検についての御質問ですが、例年、年1回、各消防団の車庫詰所であったり、あるいは出動状況、給油の状況、それから資機材等の管理の状況といったところを特別点検の中で確認しています。それは消防団員の方々が毎月毎月、資機材の稼働の状況であったり、ポンプの状況であったり、あるいは管轄の水位の状況であったりというところを定期点検の中で確認していただいておりますので、それらを踏まえて、年1回、担当課のほうで確認させていただいて、その管理の状況、対応状況といったところを把握しているのが特別点検です。その点検の中でいろんな資機材の不具合であったり、あるいは水位の状況で防火水槽の漏れであったりとかという報告も受けますので、そういったものに対してまた消防局のほうでは対応して改善していておりますので、施設及び消防団員の方々の現場活動において不具合がないような形で点検を実施している現状です。

○委員（犬井美香）よく分かりました。やっぱり日頃のそういう点検状況というのを確認するというのはすごく大事なことで私も思います。ただ、ポイント制になっているという話も聞きまし

たし、クモの巣があるだけでも点数が引かれるんだという話も少し聞きましたので、それは日頃のその管理の在り方、設備等のというところには少し関係がないところなのかなというふうにちょっと考えたりもします。ただ、詰所の中の環境的なものということであれば、そこも納得はいくんですけれども、クモの巣というのは一晩でも多分張ってしまうものではあるかなというふうに考えたりもしますので、どのような基準があって、どのようなところをきちんと見ていかなきゃいけないかというのも、また私のほうにも教えていただければいいのかなというふうに思います。

あと、この特別点検に関しては、平日の昼間に団員が1名以上立ち会わなければならないというふうに聞いております。団員が1名以上となると、結局、団員の方々というのはほかに仕事を持って消防団活動も日々してくださっている状況にはあるんですけど、この仕事を休まなければいけない現状というのをどのようにお考えでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）これまで消防団の方々にいろんな行事参加とかをお願いする中で、確かに通常の生業を休んでまで参加いただくというところはこちらとしても非常に申し訳ないと考えております。今回、その特別点検について、1名なり、あるいは年によっては5人とかという形で参加を頂いておりますので、団員の方々のお仕事にまで影響が及ばないような形で今後対応するように、また団幹部の方々とも話をしながら対応していきたいと考えております。

○委員（犬井美香）ぜひ、団活動ももちろん大事なんですけど、自分たちの生活に直結するお仕事というほうがやはり優先順位的には高いのかなと思いますので、土日の特別点検の在り方であったりなど、改善ができるところは改善していただけるといいのかなというふうに思います。

あともう1点なんですけど、原子力防災についても、団員も一緒に訓練があるというふうになんてお聞きしたんですけども、この消防団員への何か原子力防災に関するマニュアル等は作られていらっしゃるのでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）原子力防災に関わるマニュアルについてですが、それは消防団員に限ってということではありませんが、原子力防災に関わる消防の職、団員ということでマニュアルは

作成されております。それをもって、今回、来年の2月にまたあるんですが、その中に各地域、地域で参加を頂いて、消防団の方の対応については、こういうふうにやるんです、あるいはPAZ管内の方々については毎年参加いただいておりますので、その中で対応等については、消防団の方々にも理解いただけるものと考えております。

○委員（犬井美香）それは資料みたいな形でマニュアルができていないということではないということですか。

○警防課長（濱田 浩）消防局としては消防計画の中で原子力防災に関わる対応というのは決めておりますので、消防計画の中でまた職員と団員の方とそこを理解しながら対応するという形になります。

○委員（犬井美香）これはちょっと団員の方の一つの声として聞いていただきたいんですけど、この原子力防災に係ることもやはり消防団員としてすごく重く受け止めているという中で、簡単なマニュアルでもいいですので、どういうふうにきちんとこう動いていけばいいかなど、共通理念の下でそういう訓練を行っているといえばそれまでなんですけど、やはり団員も入れ替わっていったりすることも中にはあると思いますので、できればそういうちょっとこう簡単なマニュアルでもいいですので、詰所に置いておくなど何かこう対応ができるといいかなというふうに考えますので、これはもう要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第114号 薩摩川内市入来温泉湯之山館の指定管理者の指定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第114号薩摩川内市入来温泉湯之山館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（永田一朗）議案つづりでは、その1の114—1ページと2ページにお示ししてあります。今回、議会資料にて御説明いたしますので、水道局の議会資料の1ページを御覧ください。

入来温泉湯之山館は、平成27年4月4日に開業以来、市民の健康と福祉の増進を図ることを目的として、当初は市が直営で運営を開始しておりましたが、平成29年4月1日から民間事業者の経験とノウハウ等を活用し、サービスの向上と経費縮減を目的として指定管理制度を導入し、株式会社グッドスタッフが、地域と連携しながらこれまで管理運営を行ってまいりました。今回の議案は、来年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者に指定する団体は、これまでと同じ株式会社グッドスタッフです。

指定する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

候補者の選定につきましては、市のホームページ及び広報紙により、8月17日から8月25日まで公募し、最終的に1者のみの応募となりました。

その後、9月22日に水道局長を委員長とし内部委員3名、外部委員3名で構成する指定管理候補者選定委員会を開催し、候補者のプレゼンテーションや質疑応答等を経て採点した結果、600点中414点でありました。採点結果を含めた総合的な審査結果としては、候補者は、温泉施設での管理経験が豊富であり、事業計画において集客増のPRや各種企画の提案があり、地域との連携について委員の評価が高く、今後、実績を生かしたサービス向上や安全安心な管理運営が期待でき、指定管理者の候補者として適当であると判断し、選定されたところでございます。

候補者の会社概要については、議会資料の1ページの3に記載のとおりですが、熊本県に本社を置き、労働者派遣事業や建物及びその附属施設のメンテナンス等が主な業態となっております。現在、県内で本市の施設を含めて5か所の温泉施設の指定管理のほか、県外でも熊本県や福島県の温泉施設など、3か所の管理運営も実施されております。

最後に、今回の応募に際し、グッドスタッフより示された事業計画の概要につきまして、議会資料の2ページから6ページにかけて詳しく記載しております。

また、選定経過の概要については7ページに、採点結果表については8ページに掲載しておりますので、御参照ください。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の55ページをお開きください。

4款3項1目、事項温泉給湯事業費は、温泉給湯事業特別会計への繰出金を、消費税納付額の確定による減額及び純繰越金確定等に伴い減額するものであります。

次に、68ページをお開きください。

8款5項4目、事項下水道管理費は、人件費の調整のため共済費を減額するものであります。

85ページをお開きください。

13款2項1目、事項下水道事業費は、雨水対策を行っている向田ポンプ場に遠方監視装置を設置するため、下水道事業会計への負担金増額をお願いするものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第121号 令和3年度薩摩川内市
温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第121号令和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の105ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

1款1項1目温泉管理費の職員手当及び共済費は、人件費調整のため減額し、公課費は消費税納付額の確定により還付金が発生することから減額するものであります。

次に102ページをお開きください。歳入について説明いたします。

3款1項1目一般会計繰入金は、消費税納付額の確定及び純繰越金確定に伴い財源調整として減額するものであります。

103ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金確定に伴い増額するものであります。

104ページを御覧ください。

5款3項1目雑入は、消費税申告に伴い還付金が確定したため、増額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第129号 令和3年度薩摩川内市
下水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第129号
令和3年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算を
議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の下水道事
業会計予算書、予算に関する説明書の11ページ
をお開きください。

収入では、1款2項1目1節一般会計出資金を
減額し、3項5目1節一般会計負担金を増額、
2款2項1目1節一般会計出資金を増額するもの
であります。

12ページを御覧ください。

支出では、1款1項1目工事請負費は、向田ポ
ンプ場に遠方監視装置を設置するため増額し、
2項1目元金償還金は、公共下水道事業に係る公
債費調整により減額、2款2項1目元金償還金は、
特定環境保全公共下水道事業に係る公債費調整に
より増額するものであります。

3ページにお戻りください。

中甌・中野浄化センター等包括的維持管理業務
の委託期間が終了することから、新たに債務負担
行為を設定するものです。期間を令和3年度から
令和6年度までとし、限度額を7,800万円と
定めるものであります。

この後、遠方監視装置の内容につきまして、下
水道課長が説明いたします。

○下水道課長（今村淳一）それでは、別冊と
なっております水道局生活福祉委員会資料の
1ページをお開きください。

今回の補正予算は、表題のとおり、下水道課が
所管しております向田ポンプ場に遠方監視装置を
整備するものであり、2の事業目的に記載のとおり、
向田ポンプ場に遠方監視装置を設置すること
により、内水位及び河川水位をスマートフォン等
で監視し、早期の運転体制への移行などの台風や
雨天時の初動体制の充実を図るものであります。

事業費、事業概要につきましては3、4に記載
されているとおりで、5の機能につきましては、

インターネットによる内水位や外水位の遠方監視
を行い、機器や状態に変化があった場合にはメー
ルやプッシュ通知による通報がスマートフォン等
に送られてくるものであります。

表示画面のイメージを中段以降にお示ししてお
ります。

画面の1は、平佐ポンプ場の内水位及び河川水
位を確認している画面です。丸で囲まれた部分に
水位が数値で表示され、あらかじめ設定した水位
を超えれば警報を発報する仕組みになっておりま
す。

2の画面は、過去の時間を指定して、その当時
の内水位及び河川水位及びポンプの運転状況を視
覚化しているもので、横軸が時間、縦軸が水位を
表しており、ポンプの運転を行った時間帯が紫色
の帯で表示されております。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありま
したが、これより質疑に入ります。御質疑願いま
す。

○委員（井上勝博）ちょっと私の認識がこう何
かよく分から……、理解していないんですけど、
今回、向田排水機場の問題があったんですけど、
これとの関連もあるんですか。ちょっとその辺、
御説明いただけますか。

○水道局長（今井功司）今回の向田ポンプ場
に整備するものにつきましては、今現在、市で三
つのポンプ場を管理しておりまして、平佐ポンプ
場、中郷ポンプ場、あと向田ポンプ場がまだ未整
備であったことから、整備する可能性があるかど
うか検討させていただいて、あくまでも市の管理
しているポンプの三つ全てに遠方監視システムを
導入しようということで予算計上したものであり
ます。したがって、市の管理の範囲内での話
でございます。

○委員（井上勝博）市が管理しているポンプで
あると。それでこれ、やはり内水対策というか、
内水のその浸水被害を防ぐための対策というふう
に考えていいんですか。

○下水道課長（今村淳一）内水被害を防ぐ対
策を行うものであります。

○委員（井上勝博）そうすると下水道課が管理
しているポンプ場でそういう内水被害についても
下水道課がやっているということがちょっとよく
理解できていないんですけども、そういう浸水

被害が起こらないような設備を下水道課がやるというのが、どう理解したらよろしいんですか。

○下水道課長（今村淳一）下水道課で管理しております、このような雨水対策のポンプ場は、都市計画区域内に存在している施設、まちを水害から防ぎましょうということで設置してあるものであります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと市比野のこの温泉源との関係なんです、ある方から水道局のほうで温泉源をどんどん買っているんだよという説明をされて、温泉源を買っているという話は聞いたことがなかったものですから、それが事実かどうかを確認したいんですけれども、お願いします。

○上水道課長（永田一郎）こちらのほうについては、水道局のほうについてはそういう地元からの情報というのがまだ、事実については入ってきておりません。

○委員（井上勝博）いや、水道局で買っているという話なんです。それは事実とは違うということでしょうか。

○上水道課長（永田一郎）水道局のほうでは泉源についてはそういう形では買ってはいません。

○委員（井上勝博）先ほどの向田ポンプ場のことなんですけれども、今回は向田排水機場のトラブルが起こったということについて、その原因が明らかになりつつありますけれども、市のこの下水道課が管理しているポンプについても、そういった教訓から対策を取られることになるんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一）下水道課といたしましては、初動体制を早くに確立させまして、非常時に対応できるような体制を取っておりますので、あのような事案を教訓にしてこれからも管理していくようにしております。

○委員（井上勝博）監視体制を今回強化することによって早く運転が開始できるようにするというそういうことだと思うんですけれども、ただ、最近の豪雨水害というのは駆けつける間にも河川の水位がこう上昇する場合もあるということが今回の教訓だと思うんです。そういう点では初動体制を早くしても、なおかつ真空ポンプのこのトラブルとかいうのは起こる可能性もあるんじゃないかと思うんですが、その辺については対策は取らないんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一）真空ポンプにつきましては、我々が管理しておりますポンプ場にはついていないタイプになっております。ですが、初動の体制につきましては、スマートフォン等でレーダーとか気象状況とかをあらかじめ情報入手して、早い対応をするように心がけております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から説明いたしますので、予算に関する説明書の51ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生一般管理費は、人事異動等に伴います人件費に係る減額補正であります。

同じく地域医療対策費は、後ほど説明いたします国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額補正であります。

次に、3目母子保健事業費は、最低賃金改定に伴う会計年度任用職員の報酬増、妊産婦健診の受診者増加に伴う委託料の増、子育て包括支援センターの事業で使用します、赤ちゃん人形の故障による買換え、未熟児養育医療給付事業に係る国庫補助金が確定したことによる返納金などの増額補正でございます。

同じく健康増進事業費は、賃金改定に伴う会計年度任用職員報酬の増額補正でございます。

次に、4目感染症等予防費は、51ページから52ページになりますが、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係るワクチン接種費用、それから集団接種会場設置委託などの接種体制確保事業の増及び風疹予防接種に係る国庫補助金が確定したことによる返納金の増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について説明しますので、22ページをお開きください。

16款1項2目2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、ワクチン3回目接種の個別接種及び集団接種費用に係る国庫負担金の増額補正であります。

次に、23ページをお開きください。

16款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、ワクチン3回目接種の体制確保事業に対します国庫補助金の増額補正でございます。

次に、28ページを御覧ください。

19款1項3目1節保健衛生費寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策として、民間企業からの寄附受入れ分について増額補正するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）ちょっと今の説明の中で、妊産婦の健診の受診が増えたということで委託料

を予算増するという事なんですけど、何かこう健診の中身が変わったのか、それとも純粹に受診をされる方が今後増えるであろうということでの予算増なのかをちょっとお聞かせください。

○市民健康課長（黒木 諭）御質問の分については、中身が変わったわけではなくて、14回の妊産婦健診をすることになっているんですけども、当然、前年度の出生の後半部分が翌年度にかかってくる。14回ずっと受けていきますので。その分が後半が若干昨年増えたという部分と、あとはやはり受診される方自体が増えてきております。率でいうと、これまでは全体通して9割、1回も受けない人というのはいらっしゃるんですけども、13回だったり、12回で、その率が大分上がってきたということが考えられると思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第126号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第126号令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から説明いたしますので、予算に関する説明書の162ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の主なものは、人事異動に伴う給与費等の補正、上甌診療所の老朽化に伴います床シート破損の取替え修繕、手打診療所業務実績の増に伴う委託料の増、里診療所の雨漏りによる屋上防水工事、手打診療所の渡り廊下支柱のさび止め塗装工事、長浜診療所のエアコン故障による取替え工事、手打診療所の事務室エアコン故障による備品購入などに係る増額補正でございます。

次に、2目医師研究研修事業費は、上甌診療所の医師住宅の雨漏りによるベランダ防水工事に係る増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、161ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金の増額は、先ほど御説明いたしました、特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

次に、繰越明許費について説明いたしますので、158ページをお開きください。

1款1項里診療所屋上修繕事業につきましては、先ほど歳出補正で説明しました里診療所の雨漏り修繕工事になりますが、年度内での完成が見込めないことから繰越明許費の設定を行うものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）資料はございませんが、甌島地域各診療所の今後の再編方針等につきまして、口頭報告をさせていただきます。

本会議の一般質問でも答弁いたしました、診療所の再編につきましては、これまでは甌島地域一体化方針により進めてまいりましたが、甌島地域一体化方針から、各分野別の個別計画・個別方針に移行することになったため、今後は、一体化方針の骨格を継承しつつ内容を一部変更しました、診療所の再編等に特化した個別方針を策定しまして、この再編方針に基づき、診療所の集約、再編

を進めていきたいと考えております。

個別方針の内容としましては、一体化方針から基本的部分は引き継ぎまして、例えば上甌診療所へ里診療所及び鹿島診療所を集約すること。集約後は、里、鹿島両診療所を出張診療所として継続すること。また、下甌歯科診療所につきましては、これまで下甌支所と一体的に、手打にあります下甌健康管理センターへの移設を検討してまいりましたが、事業費が多額となることなどの理由によりまして、下甌支所につきましては、個別で整備する方針へ変更となったことから、青瀬にあります歯科診療所につきましては、移設先を長浜診療所へ変更することなどを内容とした方針になってまいります。

この新たな再編方針につきまして、年次スケジュールを含めまして、なるべく早い時期にお示ししたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）所管に入るかどうかというのはちょっと分からないんですが、ちょっと相談があったもんですから、市民健康課としての考え方もお聞かせ願いたいと思っているんですが。例えばある方が職場で統合失調症らしい、そういう症状があったけれども本人に自覚がない場合、家族もそれ気づかない場合というのがあったりすると。しかし、統合失調症の場合は早期に治療すれば早く治る可能性があるけれども、遅れると重態になる可能性もあると。こういった場合に、市民健康課としての対応というのがあり得るんでしょうか。

○市民健康課長（黒木 諭）御質問の民間事業所に所属される方等がそういう精神疾患的なものがあった場合、市としては、通常はやはりそういう方が発生する前から事業所等と連携をして、例えばそういったメンタルの部分の説明だったりとか、そういうところは実施しております。そういう中で民間企業さんとも関係を築いて、仮に通常は雇用者責任で雇用されている方が健康相談とか受けて実施することにはなると思うんですけども、そういった部分へのアドバイスであったり、協力というのはできるんじゃないかなと考えております。

○委員（井上勝博）家族が気づかない場合に、市民健康課の所管でいろいろ相談に乗っていただけるといふふうに考えてよろしいわけですね。

○市民健康課長（黒木 諭）そのとおりでございます。

○委員（犬井美香）今回、一般質問の中でも森永議員のほうから食のプロジェクトチームみたいなのを立ち上げられないかみたいな話もあったんですけども、それに関して、長い歴史の中で食生活改善推進員の方々がすごく地域の中でも食の大切さというところを伝えていただくととても重要な役割をされているというふうに認識しています。それに伴って食生活改善推進員の今のこの現在の人数であったりとか、あとはその受講状況であったりとかというところは少し分かるのかなと思いますけれども、今数字で拾えなかったらまた後でもいいんですけども。

○市民健康課長（黒木 諭）立野グループ長に答弁させます。

○健康増進第1グループ長（立野恭江）食生活改善推進員の登録数については、今年度109名です。年間3回の市主催の研修会が計画されておりまして、今年度は今現在で2回目まで研修を行っているところです。出席率は90％ぐらいで、研修会には食改の皆さんに学習をしていただいております。

○委員（犬井美香）年齢構成などは分かりますでしょうか。

○健康増進第1グループ長（立野恭江）すみません、今手元に年齢構成までは持っておりませんが、戻ればすぐ作ります。後ほど報告いたします。

○委員（犬井美香）無理なお願いをして申し訳ございません。というのも、私も以前、食生活改善推進員に携わってはいたんですけども、やはりその推進員の中でも少しずつ、ちょっと言葉があれですけど、高齢化というか、年齢が高い層がやはり多くなって行って、新しい層のなかなかこう取り込みというのがうまくいっていない、私を感じていたのはあまりうまくいっていないなというふうにちょっと感じました。その中であって、今は昔のように専業主婦と言われる層の人たちがもう随分減っていますので、やはり共働き世帯の中でもそういう活動ができるような在り方という

のがすごくこれからは大切になってくるのかなと思うんですけども、何か今後の取組の在り方で考えていらっしゃる等があれば教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭）御質問のとおり、推進委員については、現在、さっき説明しました、10年前は200名を超える推進員の方がいらっしゃって、市と一体となってそういう健康に係る、栄養指導に係る部分を御協力いただいております。おっしゃるとおり、なかなか推進員の方を確保するというのも、現在の会長をはじめ、相当苦労されているんじゃないかと思います。そのような中、これまで以上に市も推進員の方と連携をしつつ、その栄養指導の中でやはり疾患につながる部分等も情報共有、研修の中でもそういう料理の大切さプラス料理をすることでこういった疾患が抑えられるんだとか、そういった内容についても十分連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○委員（犬井美香）やはり人数の少ない中での活動ということですから難しい部分もあると思うんですけど、今課長が言われたように、健診を受診してその結果というのが必ず出ていると思います。それも全市こういう状況ということよりも意外とこう地域別に見ると、地域の実態というのはそれぞれ違う部分があったりすると思いますので、その活動の在り方としても地域の実態に応じた栄養指導であったりというようなところにもつなげていただけると、更にいいのかなというふうに感じます。

あとは人数確保というところなんですけど、活動のやり方を少し変えるだけでそれほど人数が必要でない場合ももしかするとあるかもしれないので、人数が少なくてもできるような、でもやはり栄養というところはすごく、もう小さな頃から亡くなるまでとても大事なことでありますので、そういうものもこう周知していけるような活動の在り方というのをまた考えていただけたらいいのかなと思いますので、これは要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは歳出から説明いたします。予算書の36ページになります。

2款1項12目、事項市民相談事務費のうち本課分は、消費者相談用の電話の通信運搬費が不足するため増額するものでございます。

次に、44ページになります。

3款1項1目、事項社会福祉管理運営費は、10月の人事異動に伴う職員給与費の調整です。

次に、生活困窮者自立支援事業費は、国庫支出金等精算返納金です。

次に、事項障害者（児）自立支援事業費は、サービス給付費の今後の執行見込みにより補助事業扶助費を増額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、事項地域生活支援事業費は、新型コロナの影響で中止となったふれあい障害者福祉大会の運営補助金を減額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、事項障害児通所支援事業費は、サービス給付費の今後の執行見込みにより補助事業扶助費及び単独事業扶助費を増額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、47ページになります。中ほどになりますが、同款3項1目、事項女性・家庭・児童相談費は、相談件数の増などにより、相談支援事業に使用する公用携帯電話の通信運搬費が不足するため、増額するものです。

48ページです。同項5目、事項母子生活支援施設措置費は、国庫支出金等精算返納金です。

次に、50ページになります。同款5項1目、事項災害救助費は、罹災救助基金への寄附がありましたことから、基金積立金を計上するものです。

続きまして、歳入になります。22ページをお開きください。

16款1項1目1節社会福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴います障害者自立支援給付費等負担金の増額です。

同目3節児童福祉費負担金は、同じく歳出の扶助費の執行見込みに伴う児童発達支援センター給付費負担金の増額でございます。

次に、23ページです。同款2項2目1節社会福祉費補助金は、ふれあい障害者福祉大会開催中止に伴います地域生活支援事業費補助金の減額です。

次に24ページ、17款1項1目1節社会福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴います障害者自立支援給付費等負担金の増額です。

同目3節児童福祉費負担金は、同じく歳出の扶助費の執行見込みに伴います児童発達支援センター給付費負担金の増額です。

次のページになります。同款2項2目1節社会福祉費補助金は、ふれあい障害者福祉大会開催中止に伴います地域生活支援事業費補助金の減額でございます。

28ページになります。2段目です。19款1項2目3節災害救助費補助金は、7月の豪雨災害に関して、罹災救助基金への寄附1件でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）女性・家庭・児童相談費の通信費が増額されているんですけれども、件数的にはどのぐらい増えたかとかというのはお分かりでしょうか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）この相談件数につきましては、最近、毎年のように伸びてきています。令和2年でいいますと1,778件、前年度対比で27%の伸びというような状況です。今年度の分につきましては、まだ年度途中ということもございますけど、昨年の相談件数と同じくらいかそれ以上かというような状況で、今、やっぱり増えているということがあります。

あともう一つは、最近の傾向としまして、件数はそうなんですけれども、やっぱり中身がちよっと重たいといいますか、時間のかかるような案件

というのが増えていまして、そういう意味ではいろんな相談にかかる時間というのも増えているというような状況でございます。

○委員（犬井美香） ちょっと中身も重たくなっているということなんですけど、相談員の数は足りていますか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 相談員、現在6名です。それとあと職員のほうも一緒になって対応しておりまして、かなり去年に比べると外に出ている時間というのが多くなっているというような傾向でございます。

体制については、今後検討していきたいと思えます。

○委員（犬井美香） やはりその相談の中身も重たくなってくると、職員にかかる負担、相談員にかかる負担というのも本当に重たくなってくると思いますので、ぜひ健康に気をつけながら、また相談体制も考えていってください。これは要望です。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） それでは、口頭での報告となりますが、2件の報告をさせていただきますと思います。

まず、1件目でございますが、現在、手話とか点字といった障害者のコミュニケーション手段につきまして、普及や利用促進のための条例の制定について検討を進めていることの報告でございます。

令和2年3月にかごしま県民手話言語条例が制定されまして、最近、手話通訳を目にする機会が増えております。

一方、視力障害者では点字、音訳、また、ほかの障害者では、コンピューターを使った意思伝達装置など多くの手段がございますが、こうした手段の普及、利用促進、また支援者の育成といった

ものを更に進めていく現状でございます。

そうしたことから、障害者の意思疎通が円滑に行われますよう、基本理念だとか、市の責務、または市民や事業者の役割、施策の推進などを定めた条例を制定し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

具体には、現在、ろうあ協会など関係団体にヒアリングをしているところでございまして、3月の定例会に条例案を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に2件目です。これは、本年度、成年後見制度の利用促進に係る計画を策定することとしておりますが、現在の状況について報告いたします。

この成年後見制度の利用促進の計画につきましては、法律のほうで努力義務となっているもので、現在、庁内において策定作業を進めているところでございます。

この後、1月には外部の委員から成ります策定委員会で御審議を頂くとともに、パブリックコメント手続に入ることとしておりまして、3月中には計画を決定したいということで考えているところです。

なお、3月定例会の生活福祉委員会におきましてその概要を説明したいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 一般質問でもお願いしました、特別障害者手当のしおりについては、もう少し分かりやすいように記述を変えるというお話でしたが、確認したいと思うんですけども、その辺についてはグループホームとか、特別養護老人ホーム以外の施設にいらっしゃる方々に対象になるということが明確になるというふうに理解してよろしいですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 一般質問の中で対策監のほうがお答えしたとおりでございます。細かく該当になるようなものを例示を多くして記載するよにということで、なお、しおりのほうは、今後、配付する分につきましては、その部分を書き換えてございますので、もう既にその対応はしているというような状況でございま

す。

○委員（井上勝博）それで現実に、今、グループホームにいらっしゃる方が何人受けられているとか、それぞれの施設とか自宅で何人とかそういう資料はあるんでしょうか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）今、その資料はまだ把握しておりません。

○委員（井上勝博）ぜひ把握していただいて、もし把握できた結果が分かれば教えていただきたいと思うんです。というのはやっぱり、それだけ周知をしおりでされるわけですので、その周知の結果がどうだったのかということが後で検証もできますし、今、現状は把握していただいて、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）そういった施設に入っている方だけが該当するということでもありませんので、数値のほうは把握はしたいと思います。

あと前提になるのは、当然著しい障害があつての方ですので、施設に入ったからもらえるということでもありませんので、その勘違いがないようにはしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（井上勝博）私は少なくともそういう勘違いはないですから。重度の障害を持った方で要介護4、5に相当する方々については対象になるというふうに私は認識しているんですが、ただ全くその施設に入っているともう対象外というふうに私も考えていたものですから、そういう方も多いいんじゃないかなというふうに思ったものですので、今回提起させていただいたわけです。ですので、自宅にいらっしゃる方で受けている方やそれぞれの施設で受けている方々の現状把握をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、歳出のほうから説明いたします。予算に関する説明書の33ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち市民政策調整費では、新型コロナウイルス感染症対策事業等の実績額確定による減額となっております。

次に36ページ、2款1項12目市民相談交通防犯費のうち、市民相談事務費では、人権関係の会議中止に伴う減額、交通災害共済事業費では、本年度の加入実績見込みによる減額となっております。

次に40ページ、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費のうち戸籍住民基本台帳費は、10月人事異動に伴う人件費の減額と、下駄移動連絡車の修繕料の増額、戸籍システムの変更内容の一部が来年度に変更となったための減額、コロナの対策のため会議等が中止になったため、旅費や負担金等の減額となっております。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業費では、コンビニ交付端末の工程試験にコロナ感染防止のため行けなくなったための旅費の減額となっております。

次の個人番号事業費では、会計年度任用職員の報酬額改定に伴う増額と交付件数増のため職員の時間外手当と印刷製本費の増額をお願いするものでございます。

次に歳入です。23ページをお開きください。

12款2項1目総務費補助金のうち、16節社会保障税番号制度整備事業補助金の減額は、戸籍システムの変更内容の一部が来年度に変更となったための減額。17節個人番号カード交付事業補助金につきましては、歳出で説明いたしました個人番号カードの事務に係る国の補助分で、全額補助となっております。

次に、31ページの雑入のうち、県市町村交通災害共済費収入の減額は、実績見込みによる減額となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）生活福祉委員会資料の1ページを御覧ください。

マイナンバーカードの交付状況について資料を提出してございます。

御覧のとおり、昨年度と比較しまして大幅に取得者、交付件数等が多くなっております。

なお、同時期の申請者数は43.1%となっております。ここ最近、申請者数は落ち着いておりますが、最近のマイナンバーの報道等により問合せや申請に来られる方が増えている状況でございまして、実は昨日、直近の速報値が出まして、11月の申請数が1,332件ということでまた急増しているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）マイナンバーのことで、今こう政府が考えているので銀行口座とのひもづけという問題で、ひもづけされた方にはポイントか何か還元されるというそんな話ですが、その辺についてなぜ銀行口座とのひもづけ、薩摩川内市でもそういう方向で動いているわけなんですか。確認したいんですけど。

○市民課長（西田光寛）今回のマイナポイントの経済対策ということでまだ詳細については、全くうちのほうには来ていないところでございますが、報道等によりますと、11月29日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の中にその新マイナポイント制度というのが盛り込まれているということでございます。現行制度では一人当たりにつきまして、最大5,000円のポイントを今まではしているということでございますが、この新しい制度では現行

制度を申し込んでいない人には最大2万円相当ということで、健康保険証としての利用に7,500円相当、交付金取得口座の登録に7,500円相当のポイントが付与されるということの中身しか現在は承知していないところでございます。

○委員（井上勝博）ではよく分からないということになるんですね。報道でしか分からないということですね。銀行口座にひもづけするというのは、ちょっとある人が意外なことを言われて、それで銀行口座を知る理由というのは政府がお金をくれるということで、口座とひもづけするとお金をもらえるんだというふうに理解している方もいらっしゃるんですが、逆に口座とひもづけすることによってリスクも高まるということもやっぱり出てくるというのが報道では出ているわけです。そのメリット、デメリットということについては、ちゃんと市民に説明しないと、もらえることだけを考えていっちゃうとこんないい話はないということになっちゃうんです。その辺については何かお考えはありますか。

○市民課長（西田光寛）このポイント制度につきましては、今言いましたとおり報道等の部分しか全く私どもも知っていないところでございまして、この付与事業につきましては、主管課を行政改革推進課が担当となり情報政策課と市民課が今後調整するということになっておりますので、ここあたりのその方法のやり方とか、その辺もまた庁内でどこの課が担当するのかということも含めまして今後協議していきたいと思っております。

○委員（福田俊一郎）統計さつませんだいの市民課扱いの婚姻届と離婚届、令和2年から送付分と受理分で分けて、その統計さつませんだいに表示されているところですけども、この経緯についてお尋ねしたいと思います。具体的には今まで令和元年までは1,300件以上までは令和元年、平成30年、それぞれ1,380件、1,350件あって令和2年に、今、婚姻届の話をしているんですけども、342件になっているんです。ここの数字の出し方というのは。

○市民課長（西田光寛）統計の担当課の企画政策課のほうから県内の情勢を見たときにそういう表示のほうが多かったのだからそれに合わせたということで聞いているところでございます。

○委員（福田俊一郎）そうすると令和元年までの数字と、令和2年以降の数字と、どういうふうに私どもは理解すればいいのか。実際の薩摩川内市の婚姻届というのは、市外で出された分と市内で出された分、これまで合わせて分析が薩摩川内市にあるものに限らず、市の窓口へ届けられた件数を受理件数として、送付件数については本籍が薩摩川内市にあるものが市外で届け出た件数と。今まではこれを一緒に計上してたんですけど、この分け方ということですが、実際の数字というのは、薩摩川内市で婚姻、離婚がどれぐらいの数字があるのかというのはどう把握すればいいのでしょうか。

○市民課長（西田光寛）実際の件数としては、もう両方を合計した件数ということで考えていただければいいかと思います。その出された先がどこに出されたかだけの問題になってくると思います。

○委員（福田俊一郎）ですから、送付件数が書いていないので足すことができないわけですよ。受理件数だけの表示なもんだから。そこはまた今後その統計の担当とまた協議をしてもらって、ちょっとこれじゃ今までずっと連続して流れが分かったんですけど、突然1,000件減ってしまうふうにしに取れないので、そこはまた協議をしてみてください。

○市民課長（西田光寛）はい、分かりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）まず最初に、歳出に

ついて説明いたします。

予算に関する説明書の52ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費の減は、コロナ禍の影響で会議等が開催されなかったため旅費の調整によるものです。

同じく、環境保全対策費の減は、ベッコウトンボの観測会及び外来駆除の釣り大会をコロナ禍の影響で実施を見送ったことにより委託料を減額するものです。

次に、同項9目公害対策費の減は、環境測定調査業務委託の執行残です。

次に、53ページをお開きください。

同項10目葬斎費、葬斎場管理費の増は、葬斎場やすらぎ苑の火葬炉の操作盤に不具合が生じたため修繕料を増額するものです。

次に、54ページをお開きください。

4款2項1目清掃総務費、清掃総務一般管理費の減は、コロナ禍により汚泥再生処理センターの運営協議会が開催できなかったため、出会謝金の減額。

次に、同項5目ごみ処理費、環境美化推進事業費はコロナ禍により環境美化推進委員会の会議が開催できなかったことより出会謝金、旅費を減額するものです。

同じく、一般廃棄物処理費の減額は、一般廃棄物収集運搬業務に係る執行残、同じく、クリーンセンター管理費はコロナ禍により対策委員会が開催できなかったことによる出会謝金を減額するものです。

次に、繰越明許費の補正について説明いたします。

予算に関する説明書の13ページをお開きください。

先ほど、やすらぎ苑の火葬炉の修繕に係る補正をお願いしましたが、火葬炉操作盤の指示調整計の製作に時間を要することで、年度内の完成が見込めないことから繰越明許費を設定する必要がある、第3表に記載のとおり、葬斎場維持管理事業1件分について補正するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） 生活福祉委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

昨年9月の台風10号により甑島地域で発生しました災害廃棄物の処理については、島内6か所に仮置場を設置しておりましたが、昨年度から2か年にわたり、全ての仮置場から島外搬出処理が今年10月31日をもって終了いたしましたので、報告いたします。

仮置場の箇所につきましては、下甑多目的広場、上甑島クリーンセンター、旧上甑中学校グラウンド、下甑の芦浜漁港、旧下甑最終処分場、鹿島地域の青山土捨場の6か所になります。

処分量の合計は583,076トンで、処分種別としては、可燃物、プラスチック類、木くず、コンクリート殻、瓦礫類、金属類、廃家電類等があります。

処分先は、川内クリーンセンターをはじめ、エコパーク鹿児島、ほか民間許可業者において処分いたしております。

全体事業費としましては、総事業費5,870万8,000円、うち補助対象経費が4,738万8,000円で、その2分の1の2,369万4,000円が国庫補助金となります。

国庫補助金と一般財源の差額、1,132万円が補助対象外経費となりますが、仮置場の整地に係る諸経費であります。

今後、国に対して補助金の実績報告を提出いたします。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

甑島地域の葬斎場について、令和2年度に実施しました甑島地域の葬斎場統合事業に係る調査業務委託の調査結果について、概要を報告いたします。

甑島地域の各葬斎場施設の概要につきましては、5ページを見ていただきたいと思います。

今回の調査結果は、この方向で進めるというも

のではなくて、あくまでも調査業務委託に係る調査結果の内容報告ということになります。

最初に、島の中心の試算をしておりますが、人口の重心は鹿児島港付近の海上、距離でいきますと、旧鹿児島支所周辺の住宅付近、時間ではおおむね甑大橋付近になることが想定されております。

次に、計画火葬炉の想定ですが、将来の推計人口、死亡者数の推計を勘案し、年間の火葬炉の需要量は、甑4地域で82件と計算されており、火葬炉の数は4地域で理論的に必要な炉の数は1基と想定されておりますが、火葬炉が故障した場合等も考え1炉予備を含めて、必要数は2炉が示されているところであります。

次に導入機能についてですが、葬斎場に付随する告別室、収骨室、待合室については、通常1火葬炉につき、それぞれ1室ずつ設けるのが理想的であります。1日の告別数は1日1件が基本と推定されているため、火葬炉が2炉あっても1室ずつ2件受入れの場合は、これまでと同様に受け入れる時間の調整で対応できるものとしております。

また、葬儀室については、甑地域の慣習では自宅、あるいはお寺で行う習慣があり、葬儀室は設けない計画も考えられると示されているところであります。

なお、島内1施設になった場合は、台風等の天候状況により甑大橋を渡れない場合が想定されますので、葬斎場に行けない側の島には、一時待機所として霊安室が必要になります。

次に、現在、甑島地域にある3か所の既存の葬斎場敷地での整備が可能かということでありますが、まず、上甑島葬斎場を活用した場合ですが、現在、上甑島葬斎場は火葬炉を2炉備えておりますが、補修・改修をする必要の可能性があること、鹿児島葬斎場は火葬炉が1炉しかありませんが、新しく建設するとなれば、駐車場が広いので既存の施設を使用しながら整備が可能であること、下甑葬斎場ですが、下水道の施設の整備が整っていないことや火葬場まで行く道路が狭いことなどから、既存施設の整備は困難であるとの調査結果となっております。

次に、整備に係る概算事業費を示しております。

既存施設を使った場合の島内1施設火葬炉2炉体制の場合を6パターン、島内2施設4炉体制の

場合を3パターン示してあります。

なお、評価点につきましては、立地条件、アクセス、インフラ、維持運営と施設の充実度として火葬炉内、待合所、トイレ、駐車場等を評価対象として点数化した結果を示してあります。

この中で推奨案としては、島内1施設火葬炉2炉体制の中の評価点数の一番高い、鹿島葬斎場隣接に新築する案を推奨案としております。

次に、整備する時期ですが、建築物の耐用年数を50年とした場合には、下甕葬斎場が一番古く、同葬斎場が50年を迎える令和10年度が整備の基点となっております。

また、この委託調査とは別に、平成25年度に作成しました葬斎場長寿寿命化計画では、高齢化の進展により、各自治体では令和15年から令和25年が火葬需要のピークを迎えることから、遅くとも令和15年度までには施設の更新を行うことが必要であると報告されているところであります。

以上で説明は終わりますが、ただいま説明しました甕島地域の火葬炉の整備については、あくまでも調査業務委託を行った調査結果でありますので、今後の整備に向けては、調査結果も参考にはしますが、これまでの甕各地域の特性、習慣等がございますので、まずそれぞれの地域の意見をお伺いして、どういった体制がよいか検討してまいりたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）以前に電話でお問合せしたんですが、下甕のほうの資源ごみの関係で、処理が異常に上甕と比べて遅い。なぜかという上甕の場合は、里だったかと思うんですが、直接クリーンセンターにもう分別もしないで持っていくけど、下甕の場合は一旦下甕で分別をするということで、かなり待たされるということを甕島に実家がある方から聞いたんです。それで実際に、現地を視察に来られたということを聞いているんですけども、それについては対処としてはどういうふうこれからされていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○環境課長（奥平幸雄）課長代理のほうでちょっと回答させていただきます。

○環境課長代理（原 暢幸）下甕クリーンセンターの中での受入れ体制が遅いということで質問でございます。

11月2日に甕島の各クリーンセンターの状況を確認に行きました。基本的にクリーンセンターへの搬入につきましては、まず、自宅のほうで資源ごみ等をきちんと分別していただいて搬入していただくということを原則としております。ただ、下甕クリーンセンターにつきましては、そのクリーンセンターの受入れの中で、また細かく分別をしていくように作業をその職員がやっております。その中で受付業務が若干遅れたという状況を確認はしてまいりました。上甕クリーンセンターにつきましても、資源ごみ等の分別につきましては、各資源ごみの受入れの容器をきちんと準備して、搬入された方々がその容器のほうに分別したものを投入していただくという準備がされておりました。下甕クリーンセンターにつきましても、そういうのを準備して分別搬入された方々がきちんと目的の資源物を投入できるよう協議をし、これから準備して受入れを迅速にできるようにしていきたいということで現地のほうで業者のほうと打合せをして今後の受入れ体制について協議を済ませてきたところでございます。今後、また注意を払いながら迅速な受入れができるように体制を整備していきたいと思っております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時52分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保険年金課の審査に入ります。

---

△議案第113号 薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達） まず、議案第113号 薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） 議会資料のほうを御覧ください。

今回の改正は、令和4年1月1日から出産育児一時金の支給額を現行の40万4,000円から40万8,000円に改めるものでございます。

括弧書きの部分につきましては、補足の説明を加えながら説明させていただきます。

出産育児一時金につきましては、現在、産科医療保障制度に加入しております分娩機関で出産した場合、基準額の40万4,000円に産科医療保証制度掛金分の1万6,000円を加算し、出産育児一時金として総額42万円を支給いたしております。

今回、その掛金が1万2,000円に引き下げられることに伴いまして、総支給額が現行より4,000円下がることを避けるため、基準額を4,000円引き上げ、40万8,000円とすることで、実質的に被保険者に支給されます総額をこれまでと同様に42万円とし、現行の支給水準を保つための改正となっております。

なお、死産等の場合につきましては、産科医療保障制度の掛金分は加算されませんので、総支給額が基準額の40万4,000円が40万8,000円となり、実質4,000円の増額となるものでございます。

資料中段の対象分娩のところに出産育児一時金の計算方式を、また、下段に産科医療保証制度について記載をしておりますので、後ほど御確認いただきますよう、よろしくお願いを申します。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） 次に、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） では、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の44ページをお開きください。

保険年金課分は、下段からになります。

3款1項4目国民年金費及び、52ページをお開きください、4款1項5目国民健康保険対策費並びに同款同項7目後期高齢者医療対策費につきましては、人事異動等に伴います職員給与等の減額及び会計年度任用職員の最低賃金の改定に伴います増額に係る補正となっているところでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただきまして31ページを御覧ください。

22款5項4目雑入において、保険年金課分は説明欄の4番目の丸に記載がございます後期高齢者医療制度事業費補助金を増額いたしております。

こちらにつきましては、令和2年度療養給付費負担金精算に伴う還付分でございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第125号 令和3年度薩摩川内市

国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第125号令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）同じく歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書151ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、国特別調整交付金（結核・精神）申請支援共同事業において、当初予算時に委託料で予算措置をしていたものが、手数料での支払いとなりましたので、予算の組替えを行ったものでございます。

次に、152ページをお開きください。

9款1項1目国民健康保険基金積立金につきましては、令和2年度繰越金確定に伴い増額をいたしましたものでございます。

歳出は以上です。

前にお戻りいただきまして、150ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

10款1項2目繰越金につきましては、令和2年度決算の繰越金の確定に伴い増額するものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第128号 令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第128号

令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出について御説明いたします。予算に関する説明書192ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収した後期高齢者の保険料を広域連合に負担金として納めるものでございますが、本賦課によります徴収実績見込みによりまして増額をいたしましたものでございます。

次に、193ページをお開きください。

5款1項1目保険料還付金につきましては、過年度の還付未済等の保険料の還付に係る経費でございますけれども、本年8月に被保険者の修正申告に伴いまして、1件50万円を超える多額の還付事案が発生いたしました。そのため実績見込みを大幅に上回る状況となったため、増額をいたしましたものでございます。

歳出は以上です。

続いて、歳入について御説明いたしますので、前にお戻りいただきまして、190ページをお開きください。

5款1項1目繰越金につきましては、令和2年度決算に伴います繰越金の確定額を増額いたしております。

次に、191ページをお開きください。

6款2項1目保険料還付金につきましては、本市が歳出により還付した保険料につきまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が補填をするもので、歳出と同額を増額いたしております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の還付金なんですが、50万円ということで、これは何件分になるのでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）1件の方です。

○委員（井上勝博）この多額の還付金が1件で50万円というのはどういうケースというか、ということなんですか。

○保険年金課長（山元 茂）保険料を賦課した当初の所得が、修正申告によって下がったことに伴って取り過ぎた保険料を還付するということ

になります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、生活福祉委員会資料の6ページをお開きください。

今回、国民健康保険税算定方式の変更に係る今後のスケジュール等について御説明させていただきます。

現在、本市の国民健康保険税の算定方式は4方式で賦課をしておりますが、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づきまして、県内統一目標年度の令和5年度までに算定方式を3方式に変更する必要があります。令和4年度中に関係条例の改正等を行う予定といたしております。

まず、改正の内容につきましては、1、算定方式が現行の4方式から3方式へと変更いたします。

結果といたしまして、現在賦課に用いております資産割を廃止することとなります。

次に、2です。これまでの経緯についてですが、平成27年5月に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の改正に伴いまして、平成30年度より県が国保財政の運営主体になることが示され、平成29年11月には、県が鹿児島県国民健康保険運営方針を策定いたしまして、その中に令和5年度を目標に保険料、税も含めてですが、算定方式の統一が明記されまし

て、令和3年3月に第2期鹿児島県国民健康保険運営方針が作成をされております。その中で保険料水準の統一に向けた取組が示されたところでございます。

次に、3、今後のスケジュールにつきましては、本日の説明後、令和3年度中から令和4年度にかかけまして国民健康保険事業の運営に関する協議会の中で審議を行いまして、令和4年度中に国民健康保険税の条例改正議案を上程し、令和5年4月より新算定方式での賦課が開始する運びとなっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の4方式から3方式についてなんですが、一気にこれをやると、資産がそもそもない方については、引き上げるということになるし、資産がある方は引き下がるかもしれないということもあるかもしれないんですが、この段階的にできないものなのか、負担増にならないようにできないものなのかというのは御検討いただいているのでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）ただいま井上委員のほうから意見が出ました御懸念等も含めまして、今後、資産割分についての議論もそうですし、これまで10年ほど保険税の改定を行っておりません。その中で決算等も含めましてかなり厳しい国保運営状況になっておりますので、包括的に税の見直し等も含めまして考えていかなくてはならないと考えておりますが、そういう中で今後、条例の上程までの間に先ほどの協議会等々の中で御意見等を頂きながら、様々な観点からその制度の税の考え方というものを今後検討研究していくというふうに考えております。

○委員（井上勝博）負担増にならないようにというふうに思うんですが、その令和5年までに資産割をなくすわけですので、それ以前から資産割をこう少なくして段階的なということも可能ではあるということですか。

○保険年金課長（山元 茂）ちょっと質問の趣旨が分かりません。すみません。もう一度お願いいたします。

○委員（井上勝博）要するに、令和5年には資産割がゼロになると、なくなるということになり



ますが、一気にそれをやってしまうと上がる人もおれば下がる人も出てくるということになるのかなと思うんです。上がる人については段階的に、例えば資産割を徐々にゼロにするというふうにすることは可能なのかなと、法律的にできないのかなということなんですけども。

**○保険年金課長（山元 茂）** ただいまの御質問というのは、資産割分を振り分けるという考えでの御意見だと思うんですけども、要は結果的に4方式が3方式になるということになりますから、その資産割分においてのその歳入部分というものをどういうふうと考えていくかということも含めまして、今後、協議をする内容となっております。

**○委員（落口久光）** 今と同じような質問になるんですけど、多分、今から先もこの件については、また我々にいろんな報告をされるかと思いたすので、ある程度の具体的な事例としてお幾らぐらいの年収とか、そういう方はこうなるというような具体例も次から以降でもしできるんだったら具体的な数字でお示しいただけると分かりやすいかと思いたす。今はまだちょっとできていないんだと思いたすので、そのタイミングになったときには数値化した形でやっていただきたいと思いたすので、これよろしくお願ひいたします。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

#### △高齢・介護福祉課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

#### △議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（帯田裕達）** まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** まず、歳出について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の46ページをお開きくだ

さい。

3款2項3目介護保険対策費の減額補正は、18節負担金補助及び交付金は、説明欄にございます丸の2番目、地域介護基盤整備事業費について、1事業所において既存施設の改修等を予定しておりましたが、事業所よりもう実施しないという旨の申出があり、減額をするものです。

22節償還金利子及び割引料は、国庫補助の前年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う返還額であります。

27節繰出金につきましては、後ほど介護保険事業特別会計において御説明いたしますが、会計年度任用職員の報酬の減額に伴う減額補正であります。

次に、同項4目養護老人ホーム費の増額補正は、10節需要費において養護老人ホーム甌島敬老園の静養室の天井雨漏りに伴う増額で、14節工事請負費は、同じく養護老人ホーム甌島敬老園の外壁ブロックに亀裂が見つかり、改修工事を行う必要があることに伴う増額補正でございます。

次に、同項6目介護認定審査費の減額補正は、1節報酬は、介護認定審査会に係る審査委員会報酬の実績見込み等による減額と、介護認定訪問調査業務専門員におきまして、定員が13名でございますが、4月から10月までの間、2名の欠員が生じたため減額するものであります。

なお、同専門員の欠員に対しましては、公募を行い、11月からは定員どおりの13名で勤務をしていただいております。

3節職員手当等及び4節共済費は、介護認定訪問調査業務専門員の報酬減に伴います減額補正でございます。

8節旅費につきましては、介護認定審査会が、新型コロナウイルス感染予防のため書面開催を行っていることに伴います委員旅費の減額補正であります。

10節需用費につきましては、公用車の修繕費用に不足が見込まれるための増額補正であり、12節委託料は、市外の病院に入院しておられる方や住所地特例該当施設に入所されている方などの訪問調査について、それらの所在のある該当市町村や民間事業所等に訪問調査を依頼しておりますが、その委託料に不足が見込まれるための増額補正でございます。

続きまして、歳入について御説明しますので  
24ページをお開きください。

17款1項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金の増額補正は、低所得者保険料軽減負担金の令和2年度分の追加交付であります。

次に、25ページをお開きください。

同款2項2目民生費補助金6節介護保険事業費補助金の減額補正は、歳出で御説明いたしました地域介護基盤整備事業補助金の減額に伴い、減額するものでございます。

次に、27ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の増額補正は、入来高齢者福祉センター跡地につきまして、電気事業者から、高圧線設置工事に係る資材置場として借用の申請があり、貸し付けるものでございます。

なお、貸付け期間は、令和3年9月1日から令和4年9月30日までの予定となっております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第127号 令和3年度薩摩川内市  
介護保険事業特別会計補正予算

**○委員長（帯田裕達）** 次に、議案第127号令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** まずは、歳出から御説明させていただきますので、予算に関する説明書の180ページをお開きください。

3款4項1目一般介護予防事業費の減額補正につきましては、介護予防地域支援業務専門員の育休期間分の減額でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金の増額補正につきましては、後ほど歳入で御説明いたしますが、前年度繰越金確定に伴います増額補正であります。

次に182ページをお開きください。

6款1項2目償還金の増額補正は、令和2年度分の介護給付費確定に伴う国庫支出金等の精算返

納金になります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので174ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金の減額、次の175ページの5款1項2目地域支援事業支援交付金、次の176ページの6款3項1目地域支援事業交付金、次の177ページの9款1項1目一般会計繰入金の減額につきましては、歳出で御説明いたしました一般介護予防事業費の報酬の減額補正に伴い減額するものでございます。

次に、178ページをお開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の減額補正は、次の179ページの10款1項1目繰越金の確定に伴い、9款2項1目の介護給付費準備基金繰入金を減額し、10款1項1目の繰越金を増額するものでございます。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。  
これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）** 本年6月の委員会において、すこやか支援アドバイザーの謝金の引上げについて、現状等を申し上げ、意見、要望をお話したところであります。課長のほうでも、その現状については大変よく分かっておられまして、

これについては、今後検討されるというような前向きな御答弁をしていただいたところです。各課の予算要求のほうも一通り、今、部長査定になっているのでしょうか、その時期に来ております。来年度の予算編成にぜひともこの引上げについては実現をしていただければ、現場の自治会等がこの市の謝金プラスその自治会の負担というのも緩和されるのではないかというふうに思っているところですが、今の状況等はいかがでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 6月議会のときにも委員会のほうで御質問いただきまして、検討するという御回答はさせていただいたところでございました。すこやか支援アドバイザーのほうが今年度、令和3年、4年と2年間の委嘱期間になっておりますので、確かに若干の値上げもどうなのかなという検討はさせていただいたんですけども、さすがに任期途中の値上げというのはなかなか我々としても説明がしにくいということもございまして、できるならば令和4年度で検討をさせていただいて、令和5年度、次の委嘱期間につきましては、ある程度、委員のおっしゃるように自治会もプラスしてお支払いいただいている事例もございますので、自治会の負担を減らすとか、あるいは自治会長さんからもこの金額ではなかなか集められないとかというお話も聞きますので、その辺を勘案して、令和4年度で検討させていただき、令和5年度から何とかできないかということで、今、準備をしているところでございます。

**○委員（福田俊一郎）** 大変前向きに検討していただいているということであります。やはりすこやか支援アドバイザーの仕事量等を勘案しますとなかなかやはり地域での人材確保というのが厳しい状況になっている、そういったことも含めまして財政当局のほうもこういったことも御理解いただきまして、2年間という任期の中ではなかなか難しいようであれば、令和5年度を目途にぜひ令和4年度、予算の編成に向けて更に取り組んでいただきますよう、意見として申し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○委員（犬井美香）** ミニ・デイなども含めてちょっと介護予防教室というのは市内でもたくさん委託開催されているところですが、介護認

定数の推移であつたりとか、健康寿命がどれくらい延びているかなどのそういうデータのものは、今現在は、取れていますでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** まず、介護認定の数字なんですけれども、平成30年度からよろしいでしょうか。

平成30年度が要支援1から要介護5まで、6,047名です。令和元年度につきましては、同じく6,081名。令和2年度につきましては6,074人ということで、ほとんど横ばいになっている状況です。

**○委員（犬井美香）** なかなか数字的なものというのは拾いにくい部分もあると思いますけど、今言われたように、高齢化は進んできているけれども、ある一定程度の多分成果が見られるのではないかなというふうにちょっと感じたりはしますので、できるだけこういうデータベースを少し準備していただく中で、委託して開催していただいているので、その成果がより見えやすいような形をまた示していただけるといいのかなというふうに思いますので、これは要望です。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

#### △保護課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、保護課の審査に入ります。

---

#### △議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（帯田裕達）** まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保護課長（新川皇祐）** 補正予算について、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の49ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項生活保護管理運営費につきまして、増額補正を行うものであります。

補正の内訳としまして、給与・職員手当等につ

きましては、10月の人事異動に伴う補正であり、国庫支出金等精算返納金は、生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、令和2年度中に多く受け入れた国庫負担金を返納するために、増額補正するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

22ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金4節生活保護費負担金（過年度分）につきまして、増額補正を行うものであります。

内訳としまして、令和2年度の生活保護費国庫負担金の確定に伴い、扶助費のうち、介護扶助が精算不足であったことから、国庫負担金が追加交付されることになりましたので増額補正するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、所管事務の説明をさせていただきます。

生活福祉委員会資料の7ページをお開きください。

生活保護の状況について、説明いたします。

1の（1）は、令和元年度から本年10月までの相談件数及び生活保護申請件数であります。令和2年度までは相談件数・申請件数とも減少傾向で推移していましたが、例年同月と比較すると、本年10月の時点で申請件数及び保護開始件数とも増加傾向となっております。

なお、申請件数と保護開始等件数の合計が合っておりませんが、これは申請日と決裁日が年度及び月をまたいだためのものであります。

（2）は生活保護の相談理由別男女の件数であります。

相談者については、世帯主である男性が多い状況であり、女性相談者の平均は約40.3%とな

っています。保護の申請についても、ほぼ相談に来られた方が申請されている状況です。

なお、相談理由につきましては、令和2年度までは、世帯主の傷病、預貯金の減少・喪失が多数を占めていましたが、本年10月時点では、世帯主の傷病に続き定年・失業となっております。

（3）の開始理由別件数では、預貯金の減少・喪失、世帯主の傷病、定年・失業と続いており、相談理由件数とは逆転している状況です。

また、資料にはございませんが、最新の生活保護速報本市9月分によると、被保護者世帯数727世帯、保護人員889人、保護率9.67%となっております。保護率で申しますと、県下19市中13位であり、昨年の同月と比較しますと、11世帯、29人、0.34%増加しています。

コロナウィルスウィルス感染症に関する本年11月末現在の相談件数等については、相談2件、申請4件、開始4件、却下1件となっており、相談・申請とも少ない状況であります。

なお、申請件数と保護開始件数等の合計が合っておりませんが、これは申請日と決裁日が年度をまたいだためのものであります。

生活保護の状況については、平成28年度から減少傾向で推移していましたが、現時点で被保護者世帯及び人員ともに増加傾向に転じていることから、今後も相談・支援体制の充実とともに、ケースワーカー、各相談員の知識向上に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）とても分かりやすい資料を御準備していただいて、本当にありがとうございます。この中で1点、私のちょっと知識不足で分からない部分があるんですけども、この相談のところの社会保障給付金の減少であったり喪失というところがあるんですけども、ここにある社会保障給付金というのは何を指しているのかというのを教えていただけますか。

○保護課長（新川皇祐）これは年金等、例えば年金担保でお金を借りたとか、あと障害年金をもらっている方が障害の程度が落ちて障害年金を受給できなくなったというところです。

○委員（犬井美香）そうすると年金などの減少であったり、喪失であったり、そういう障害年金も含めてなんですけど、令和２年度、そして令和３年度と、令和元年度までは、相談件数なかったところが令和２年度、令和３年度で少しずつこう増えてきているというところを見ると、コロナとは関係なく若干のそういう生活困窮的なものが少し見えてくるのかなとちょっと感じたんですけど、そのような認識でよろしいでしょうか。

○保護課長（新川皇祐）相談は、いろいろ貸付けを受けていてもある程度生活費がありまして、今後これがまた少なくなったらどうしようということで、相談件数はあるんですが、開始件数を見ていただきますと社会保険の減少等については、令和元年度、令和２年度ともなくて、令和３年度に１件ということになっており、そこまで大きな変化はないと考えております。

○委員（犬井美香）ということは、やはり不安があるから、少しその手前のところで相談をしているという状況があるということですね。

○保護課長（新川皇祐）そのとおりです。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第１２０号 令和３年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第１２０号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の４７ページをお開きください。

３款３項１目児童福祉総務費のうち、本課分は右側説明欄の事項児童福祉管理運営費で、給与等については、本年１０月１日付の人事異動に伴う給与費等の調整、消耗品費は里及び下甌の公立保

育園の新型コロナ感染拡大防止に係る衛生関連経費として、委託料は、病児保育に係る国の単価改正等による増額補正、児童福祉施設等従事者支援金については、９月議会において対象者１，６００人を予定とする予算を可決いただきましたが、実績見込みとして１，４８６人分の交付が終了したことによる減額になり、障害児保育事業補助金は実績見込みに基づく増額補正で、国庫支出金等精算返納金は、保育所や放課後児童クラブ等を対象に交付した新型コロナ感染拡大防止に係る補助事業及び一時保育や延長保育等の１３事業に係る令和２年度分の精算返納金になります。

次に、３款３項２目児童措置費、事項児童手当福祉費の委託料は、令和４年度より児童手当制度の一部変更に対応するためのシステム改修経費で、国庫支出金等精算返納金は、国庫分の児童手当交付金及び子育て世帯臨時特別給付金事業の令和２年度分に係る精算返納金になります。

ここで、補正予算関連として、令和４年度より一部変更となる児童手当について御説明いたしますので、生活福祉委員会資料を御準備いただき、８ページをお開きください。

この資料は、児童手当法施行令の一部を改正する政令等が、本年９月１日に公布され、令和４年６月１日に施行されますが、国からの通知の際に国が住民向けとして提示したパンフレット（案）になります。

改正内容としては、大きく二つですが、四角囲みに記載のとおり、一つは、特例給付に所得の上限額が設けられること、二つ目は、毎年６月に届出が必要だった現況届が原則不要となります。

その詳細として、（１）に記載の所得上限限度額については、左下の表を御覧ください。

これまでは、表の中で点線囲みのない丸の１の所得未満の方は、児童手当として、児童一人当たり月１万円から１万５，０００円が支給され、その所得以上の場合は、特例給付として一律児童一人当たり月５，０００円が支給されましたが、対象月としては来年６月分から、支給としては来年１０月期支給分から、丸の２の所得以上の場合は、点線で囲んである②の所得未満の方に限って、特例給付として５，０００円を支給し、丸の２の所得以上の場合は支給されないことになります。

対象外となる収入基準については、児童二人と

配偶者の扶養人数3人の場合で、収入1,200万円相当がベースとなっており、現時点における本市受給者への影響試算としては、約80世帯、児童数で約180人が支給対象外となる見込みです。

次に、9ページをお開きください。

二つ目の変更内容として、(2)現況届の省略になりますが、これは受給者の負担軽減の観点から、毎年、年1回6月に提出が義務づけられていた現況届が、公簿等で確認できる場合は令和4年度より不要となるものです。ただし、アの丸の1から⑤に記載されている公簿等で確認できないケースに関しては、これまで同様、現況届が必要になります。

以上が、児童手当の制度変更に係る説明になります。

それでは、補正予算の説明に戻りますので、予算に関する説明書の47ページにお戻りください。

3款3項3目児童館費、事項児童館費は、本年9月、新型コロナ感染対策として小学校の休校措置が実施された期間内に臨時開設した放課後児童クラブに対する補助及び令和4年4月、川内地域に新たに開設予定の放課後児童クラブの開設準備に係る補助金になります。

次に、3款3項4目保育園費、事項保育所運営費は、令和2年度分の施設等利用給付事業に係る精算返納金になります。

次に、48ページをお開きください。

3款3項5目母子福祉費のうち、本課分として、事項母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等の高等職業訓練等の給付事業に係る令和2年度分の精算返納金で、次の事項児童扶養手当福祉費も、令和2年度分の児童扶養手当及び臨時特別給付金事業に係る精算返納金になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算に関する説明書の22ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち本課分は、令和2年度分に係る追加交付分で、保育所等の運営経費に係る子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び児童手当のうち特例給付分に係る児童手当交付金の追加交付分になります。

次に、23ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補

助金は、歳出で御説明しました児童手当のシステム改修に係る子ども・子育て支援事業補助金で、補助率は定額となっておりますが、全額補助となる予定であり、次の子ども・子育て支援交付金は、同じく歳出で説明しました、放課後児童クラブ、病児保育及び市民健康課所管事業の母子保健型事業に係るもので、補助率は事業によって3分の1と3分の2になります。

次に、24ページをお開きください。

17款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち本課分は、国庫分と同様、令和2年度分に係る県の追加交付分で、保育所等の運営経費に係る子どものための教育・保育給付費県負担金及び児童手当県負担金の追加交付分になります。

次に、25ページをお開きください。

17款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金は、歳出で説明しました里及び下甕保育園の衛生関連経費に係る新型コロナ感染対策支援事業費補助金で、補助率は10分の10、認定こども園の運営費の一部補助に係る地方単独費用補助金に係る令和2年度分の追加交付分及び歳出で説明しました放課後児童クラブや病児保育等の増額補正に係る地域子ども・子育て支援事業費補助金で、補助率は事業によって3分の1と6分の1になります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第120号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）18歳以下の10万円の給付金についてお伺いしたいと思います。

今回の7日の本会議の中で、半分については現金支給ということで可決されたところであります。迅速な当局の対応に大変感謝いたします。

あと一方で昨日、総理のほうからクーポンについては、現金でも構わないような答弁もなされたところで、全国の自治体が大変迷っているという状況になっております。本市において今後、クーポンでいくのか、現金でいくのか、そのあたりの協議が必要かというふうにこう思いますけれども、どのような考えを持っておられるかを聞いてみたいと思います。

○子育て支援課長（遠矢一星）後半部分の5万円の事業につきましては、12月3日に内閣府によるオンラインでの説明会が実施されたところです。まだその説明会での資料につきましては、12月3日時点の概要ということで暫定版ということでの説明であったわけですが、その説明の中では、まず大きく方式としてはクーポン方式とID交付方式という二つがまず示されております。クーポン発行方式というのは、御存じだと思うんですが、使えるお店を選定して紙ベースのクーポン、もしくは電子クーポンを配って使っていただく。それからID交付方式というのは、子育ての関連する商品とかサービスが使えるような専用サイトをネット上のサイトを自治体もしくは県単位でつくって、保護者の方にはIDを交付して、そのIDで入ると5万円までは無料で使えて、それ以上は自分でお金を払うというようなそういうID交付式という大きく二つが示されております。

それから現金支給に関しては、ちょっと触れられておりますので、もうそれについては、ちょっと資料の一部をもうそのまま読み上げたいと思います。

「現金による給付を容認するケースについて。令和4年春の卒業、入学、新学期に向けて支援す

るという本事業の趣旨を踏まえ、令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り、現金給付を可とする。その場合には、内閣府に対して理由書の提出を求めることとする。」というふうに書かれております。これらについてが今、国会等でも議論がなされている部分ではないかというふうに考えておりますので、我々としては今後の国会の審議、もしくは国からの情報提供などを注視しながら、どういった方式がベストであるかということについてをまた検討していきたいというふうに考えております。

なお、この給付金につきましては、市民の関心も高く、11月末ぐらいから問合せが増えております。当初は最初の5万円をいつもらえるんだ、年内にももらえるのかというふうなお問合せだったんですが、今週に入りましてからは、やはり報道の影響もあると思うんですが、後半の5万円はクーポンなのか、現金なのか。できたら現金にしてくれというもう今、御意見、要望みたいな電話ばかりです。日に10件前後ぐらいそういった御要望、御意見を頂いているのが現状であります。

○委員（福田俊一郎）説明会があったということでありました。その中でクーポン方式とID方式というようなことで、聞いている中でも相当事務負担、要するに事務コストがかかってくるのではないかなというふうに感じたところです。今回は迅速に対応されて24日に口座のほうへ支給するというようなことで、迅速でありコストもそんなにかからないといえれば現金支給のほうが市としてもコストはかからないし、国としてもコストはかからないという状況がある中で、市民の皆さんから現金給付を望まれる声も大きいということでありました。したがって、本市として今後、最善の方法を取っていただきたいというふうに思うところですけれども、6月の本市が現金を支給する場合、6月のその時点でその理由を説明せよというようなちょっと引っかかりもあるようですが、ただ、それはもう12月2日のオンラインの説明会での話ということで、昨日、総理のほうも政府のほうも政策を転換した状況でありますから、これを見守ってできるだけ市民の要望に沿った形で対応を取っていただければなというふうに思うところです。あと野党のほうからも、この

現金の道も開けた中での質問等も準備がされて、国会の中でそういう準備もあるようですので、その答弁も踏まえてまた対応していただければというふうに意見として申し上げておきたいと思います。

○委員（落口久光）多分今はまだ国会で審議中なので、同じ件で質問ですけど、流動的だと思うんですが、支給対象のタイミング、1日ずれてもらえる、もらえないとかいろんなのがあったときに、そのような緩和の措置とかというところが具体的にどうなりそうなのか、もし分かったら教えてください。

○子育て支援課長（遠矢一星）後段部分の5万円の支給につきましては、前半部分の5万円の支給の対象者と全く同じという今条件になっておりますので、もちろん3月31日生まれまでのお子さんが対象ですので、4月1日に生まれればもらえないというのはありますけれども、基本的にはもう前半5万円の部分と後段の事業の部分というのは同じ対象者が基本的になります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（帯田裕達）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

来年1月26日から28日まで行政視察を実施します。ついては、委員派遣手続については、委

員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。



薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帯田 裕 達